

社会福祉法人裕母和会役員と評議員及び 評議員選任・解任委員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人裕母和会(以下「この法人」という。)の定款第8条、第21条の規定及び評議員選任・解任委員会運営細則第9条の規定に基づき、役員と評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいい、役員等という。
- (4) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬の額等)

第3条 役員等が評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会等に出席した場合には別表1の報酬を支給する。

ただし、職員として別途給与が支給されている場合は、報酬は支給しない。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、別表1に従い報酬を支給することができる。

ただし、職員と兼務し別途給与が支給されている場合は、報酬は支給しない。

(費 用)

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費等を、別に定める「出張旅費規程」に準じて支給することができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

別表1 各種会議出席手当又は職務執行手当 (課税)

	半日 (4時間未満)	全日 (4時間以上8時間以内)
役員 (理事、監事)	12,000円	24,000円
評議員	12,000円	24,000円
外部委員	12,000円	24,000円

別表2

<p>交通費及び経費 (非課税)</p> <p>(1) 各種会議出席又は職務執行に係る交通費 (自家用車使用の場合)</p> <p>① 栃木市在住者 500円</p> <p>② 佐野市在住者 1000円</p> <p>③ 足利市在住者 1500円</p> <p>④ 宇都宮市在住 2000円</p> <p>(2) 上記(1)に該当しない事由の場合は、「出張旅費規程」に則り支給する。</p> <p>(3) 職務遂行又は出張で発生した交通費及び経費は、法人の「出張旅費規程」に則り支給する。</p>
--